

	2017年 2月10日 第754号	JR東海労新幹線関西地方本部 http://www.geocities.jp/jrcu_s_kansai/ 発行責任者 小林 國博 編集責任者 島津 力
---	-------------------------	---

【 休日指定予定日の公表廃止 】

会社のごまかしで、 益々年休が取りづらくなる！！

会社は、各職場に「休日指定予定日の公表の廃止について」の掲示を掲出して4月1日以降（3月10日分から）、これまで10日に公表していた翌月の休日予定日の公表を一方的に廃止することを明らかにしました。その理由は以下の通りです。

「10日以降の年休・休暇申込み等の影響で、勤務発表時に休日が予定日と異なる日になることが多く、制度の運用が難しくなっていることから、今後は制度が概ね安定的に運用されている各運輸所を除き、実施しないことになりました。」

会社は、これまで毎月10日に翌月分の休日予定日を公表し、社員はそれを見て休みが必要な日に年休を申し込むというのが今までの流れでした。しかし今後、会社は休日予定日を公表せずに社員に年休を申し込ませ、それを受けて会社が翌月の勤務表を公表するという流れに変えようとしています。要するに会社は、社員が申し込んだ年休に休日（特休、公休）を付与しようとしていることが予想できます。一見、年休を申し込んだところに特休・公休が入って「よかった」というようになりがちですが、それが12ヶ月続いたらどうなりますか？年休を流す社員が多数出てくることとなります。その他方で会社は、休日勤務の奨励・強要を行おうとしています。このままでは私たちの労働条件は益々悪化し、鉄道の安全が脅かされることとなります。

大手広告代理店・電通の女子社員が2015年のクリスマスに自らの命を絶ち、これが月100時間以上の残業による過労死と認定されました。JR東海会社も同じ様になりかねません。

就業規則では、会社は年間120日の休日を全社員に付与し、その他に社員は法律で決められた数の年休を取得する権利が与えられています。会社は社員の申し込んだ年休を最大限保障しなければなりません。つまり、社員が年休を取得しやすいように要員を確保しなければならないのです。しかし、それをやらない＝要員を削減していくというのが今回の会社掲示の意味することではないでしょうか。

社員が年休を申し込む場合は、翌月の休日を把握した上で、労働日に自分が必要な年休を申し込みます。それが労基法にそった年休の取得方法です。今、会社がやろうとしている「年休申込み時に労働日を公表しない」「申し込んだ年休を休日（特休、公休）に振り替える」ことは明らかに**労働基準法第39条違反**です！